

「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」報告書について

1 背景及び経緯

我が国の産業界では、5万余りの化学物質が使用されており、これらの中には有害なものも数多くあります。職場における有害な化学物質の取扱いについては、労働安全衛生法に基づく特定化学物質等要害予防規則（特化則）等の特別規制がありますが、その対象となっている物質は100余りであり、これ以外のものについては事業者による自律的な管理が基本とされています。しかし、

- ①中小企業等では自律的な管理が必ずしも十分とはいえないこと
- ②有害な化学物質が業種、業態を問わず広範に使用されていること
- ③化学物質による職業性疾病のうち未規制の物質によるものが半数程度を占めていること

から、管理状況によっては労働者の化学物質による健康障害のリスクが懸念される状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成16年5月公表の「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」及び同年12月の、労働政策審議会からの建議において、

- ①国によるリスク評価及びその結果に応じた規制等のリスク管理が必要であること、
- ②そのためには事業場における労働者の作業内容等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること、

との提言がなされました。

これらを踏まえ、国によるリスク評価の具体的手法等について検討するため「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」が開催され、本年5月に報告書がとりまとめられました。

2 報告書の概要

本報告書では次の3点について検討し、具体的な提言がなされています（図1参照）。

- 国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方やその方法（リスク評価の考え方等）
- リスク評価の結果、リスクがあるとされた場合に、国が講ずべき健康障害防止措置に関すること（リスク評価の結果に基づき講ずべき措置）
- リスク評価等の際に、必要な作業の態様、換気設備の設置状況等のばく露関係情報の届出の仕組み（ばく露関係情報の届け出）

（1）リスク評価の考え方等

国が行うリスク評価は、有害性の高い化学物質を取り扱い、ばく露レベルが高いと想定される作業や作業工程について、化学物質の有害性の種類及び程度を特定し、量—反応関係から許容濃度等のばく露限界を把握します。次に、労働者が従事する作業等でのばく露状況を把握し、作業場における空気中の化学物質の濃度の測定等から労働者のばく露レベルを把握し、ばく露状況とともに、ばく露レベルと許容濃度等の比較からリスクの判定が行われます。

図で示すと次のようになります。

有害性の種類及び程度	取り扱われる化学物質の有害性情報を文献等から入手し、有害性の種類及び程度を特定する。
量－反応関係の把握	ばく露レベルに応じて引き起こされる健康障害の可能性及びその程度について、ばく露限界等の有害性データを把握する。
ばく露評価	化学物質の取り扱い作業等に従事する労働者のばく露レベルを、作業環境における空気中の濃度の測定結果等から把握する。



リスクの判定	ばく露レベルと許容濃度等を比較し、又はMOE（無毒性量/ばく露レベル）を算定し、リスクを判定する。
詳細な検討	リスクが高い（許容濃度 \leq ばく露レベル、MOE \leq 1）と判定された作業等については、有害性データ、測定結果等を再検証し、再度リスクの判定を行う。

(2) リスク評価の結果に基づき講ずべき措置

リスク評価の結果、リスクがあると判定された作業等については、健康障害の発生状況、従事労働者数等の状況を勘案して、発がん性等の有害性の区分に応じて、製造等の禁止、特別規則による規制あるいは行政指導といった措置をとることになります。この場合には、有害性の種類及び程度、ばく露の程度、健康障害の発生状況等について考慮することとされています。

(3) ばく露関係情報の届け出

信頼性の高いリスク評価を行うためには、事業場において労働者がばく露する作業の形態、従事労働者数、換気設備の設置状況等のばく露関係情報が必要となりますので、次の図のような届出の仕組みの提言がされました。次の要件に該当する事業者は、ばく露関係情報を届け出ることとされています（図2参照）。

ア 届出を行うべき事業者は、一事業場においてイの物質を1年間に0.5トン以上製造又は消費等した者

イ 届出の対象物は、通知対象物（労働安全衛生法第57条の2第1項により、譲渡・提供に際し有害性、取扱い上の注意等を譲渡・提供先に通知すべき物）のうち、厚生労働大臣が指定する物

3 今後の対応について

本報告書をふまえ、今後法令面の整備を含め、有害な化学物質へばく露するおそれのある労働者の健康障害のリスク評価のための具体的な施策について検討を進めることとしています。

図1 リスク管理の進め方

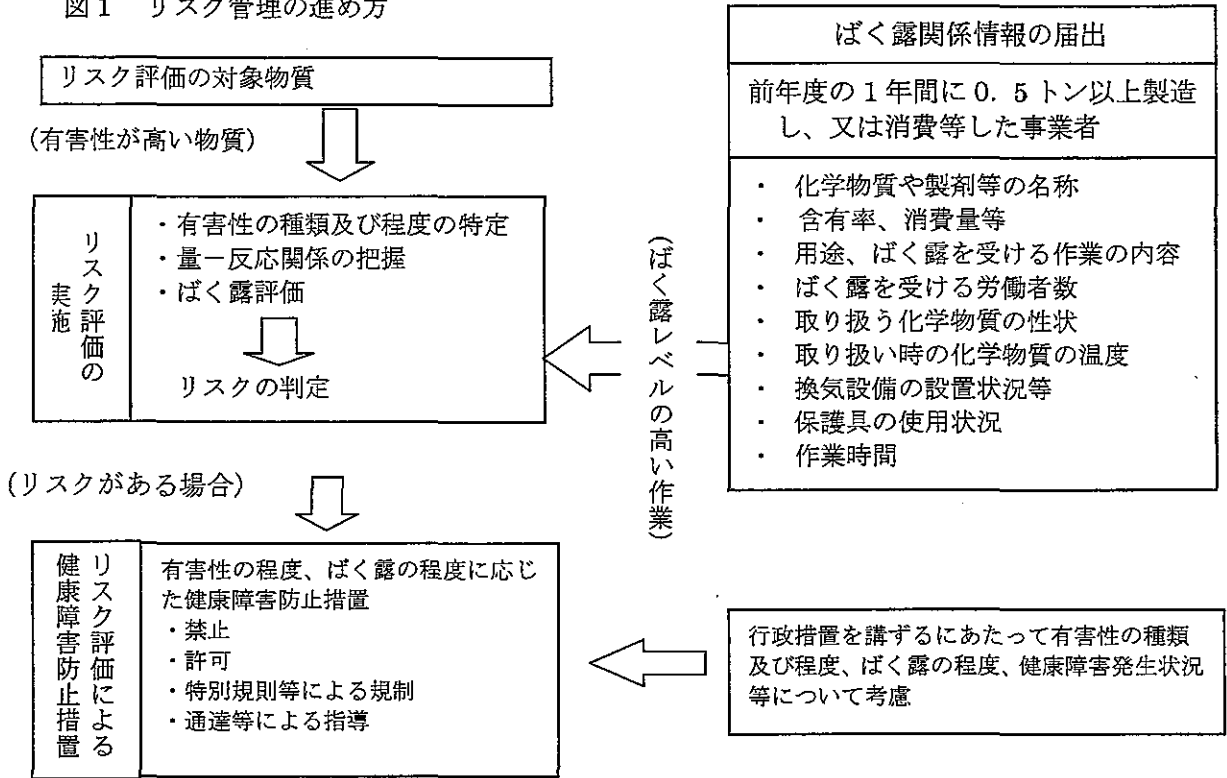


図2 ばく露関係情報の届出の仕組み

